

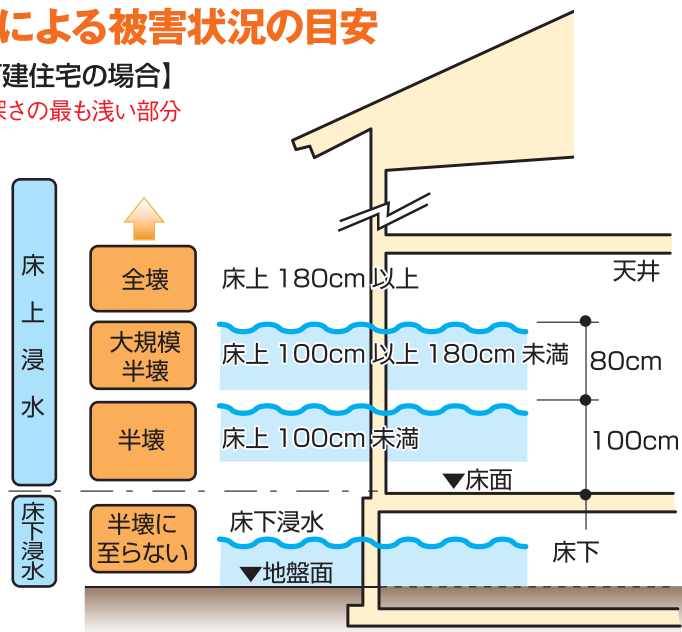
水害後の対応

被害状況の目安と今後の作業

浸水深による被害状況の目安

【木造の戸建住宅の場合】

※浸水の深さの最も浅い部分



内閣府 防災情報のページのアドレス

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html>

※罹災証明書発行の2次調査等の状況により認定区分が変わる場合がありますので、あくまでも目安としてご覧ください。

今後の作業

■連絡をとる

- ☐ 施工業者・ハウスメーカー・大家などに連絡する
 - ☐ 保険会社(火災・水害、共済、自動車保険など)に連絡する
 - ☐ 支払い窓口(税金・公共料金・ローンなど)に連絡する
- ※「支払猶予」や「支払減免」措置を受けられる可能性もある

■写真をとる

罹災証明や各種保険などの申請の際に必要となる (p.11 参照)

■罹災証明書の申請

公的な支援を受ける際に必要となる

■住家被害認定の調査

罹災証明書の申請後、住家被害認定調査実施「全壊・半壊」などの被害認定、罹災証明書の発行となる。発行までには、数週間から1か月以上かかることもある

※大規模な水害では、浸水エリアに応じて「全戸調査」が行われる場合もある

■片づける

家財・家具や家電を片づける

行政やボランティアセンターなどから様々な支援情報が広報誌やHPまた避難所などで提供されますので、状況に応じて活用しましょう。

水害後の対応

罹災証明書の発行

公的な各種支援等を受けるには「罹災証明書」が必要となります

罹災証明と被災証明

- 罹災証明：被災した住家の損害の程度を証明する
 - 被災証明：住家に付随する動産(家財等)や車両などが被災したことを証明する
- これらは被災者支援に関する手続き等の際に必要な場合があります

証明書の受付・交付を受けるために必要な写真撮影

- 被災した住家や家財を処分する前に次の写真を撮影しておく(写真は出来るだけ多く撮影しておくことが好ましい)

建物が倒壊している場合

倒壊状況がわかる写真：違う角度から四面を数枚撮影

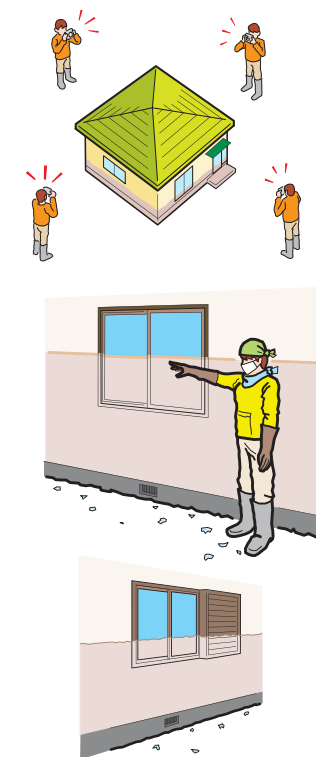
住家が流失している場合

建物があった痕跡(基礎、残存している工作物等)を数枚撮影

住家が倒壊していない場合

- 建物の全景を撮る(なるべく周囲4面を撮影する)
- どの部分まで浸水したかがわかる(痕跡)写真
メジャーを使って深さを測定。測定場所がわかるように遠景、近景を撮影する
- 外壁、屋根、基礎の被害状態がわかる写真遠景と近景の2枚セットで撮影する
- 内部の仕上、ドア、ふすま、窓、設備(浴室、台所、トイレ、水回り)の被害状態がわかる写真

被災した家具、車両など



水害後の対応

片付ける 家具や家電

水害後の片付けはとても辛く大変な作業です。身体だけでなく心も疲れがたまってくるので、一人で抱え込まずにご近所やボランティアなどの力も借りながら、無理をせずに行いましょう。

片づけ

今後「住む」「住まない」にかかわらず、片づけは必要となります。
市町村ごとのルールや情報に従い、可能な範囲で分別を行いましょう。

■ 仕分ける

「処分するもの」「使えるもの」「使えるかわからないもの」「残したいもの」に分けます。**“要不要の判断は、あせらずゆっくりと”** 後悔と経済的負担を少なくするために。

■ 処分するもの(再利用が難しいもの)

たたみ、じゅうたん、ふとん、座ふとんなど ----- 水を吸うと使えないもの
冷蔵庫、洗濯機、テレビ、炊飯器などの家電 ----- 使えない場合が多く、後から故障も
タンス、棚など合板や集成材を使用した家具 ----- 接着剤がはがれたり、カビが発生する
システムキッチン、洗面化粧台などの部材 ----- 水廻り設備 (p.26、27参照)

■ 使えるもの(洗浄、乾燥、消毒後、再利用ができそうなもの)

無垢材(木材そのもの)を使った家具や建具(板戸、ふすまや障子の枠など)
プラスチックや耐水性のある素材の家具、食器(念入りな消毒が必要)

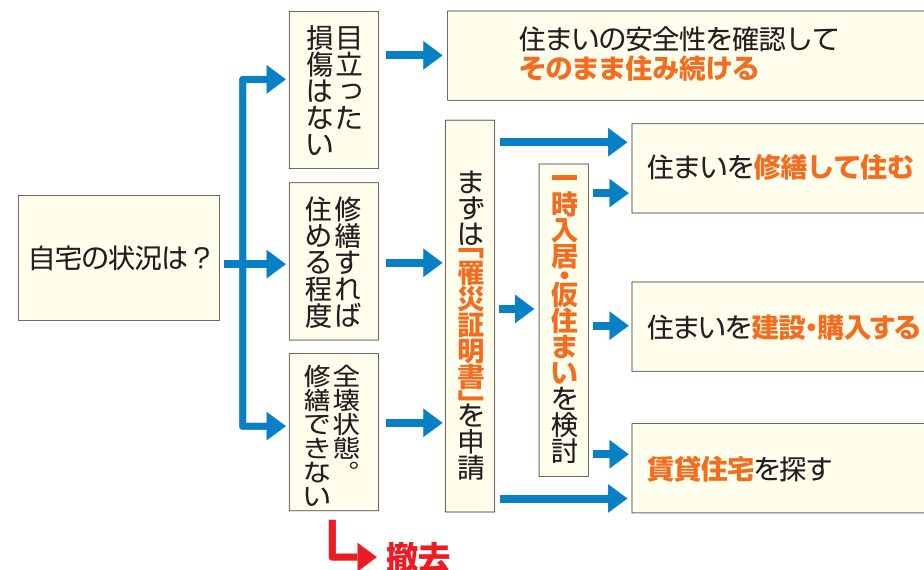
■ 使えるかわからないもの(十分に乾燥させたあとに、確認するもの)

トイレ、給湯器、ユニットバスなどの設備 ----- 水廻り設備 (p.26、27参照)
車、農機具 ----- 絶対にエンジンをかけずに、修理工場に確認する
エアコンなどの設備 ----- 電気設備 (p.24、25参照)

■ 残したいもの(思い出のもの、貴重品など)

アルバム、写真など ----- ていねいな洗浄と乾燥で復元できる場合がある
※真備町では、ボランティアセンターなどで復元のボランティアが行われている
現金、通帳など ----- 現金は一定の条件のもと、新しいお金に交換可能な場合もある
携帯電話、スマートフォンなど ----- 電源を入れずにカード(SIM,SD)外し、保管し
携帯ショップに相談する
パソコンなど ----- 保存データの復元などが可能かどうか専門業者に確認する

水害後の対応 被災建物の「修繕か撤去か」判断フロー



全壊判定建物

- ① 住家全部または一部の階が全部倒壊
- ② 基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没
- ③ 床上 1.8m以上の浸水
- ④ 外壁または柱の傾斜が 1/20 以上
- ⑤ 柱 (又は耐力壁) または基礎の損傷率が 75%以上
- ⑥ 住家の損害割合が 50%以上

※上記は、木造・プレハブ、かつ、戸建ての1～2階建ての場合です。詳細およびその他のケースについては、内閣府のホームページ「災害に係る住家の被害認定」を参照してください。

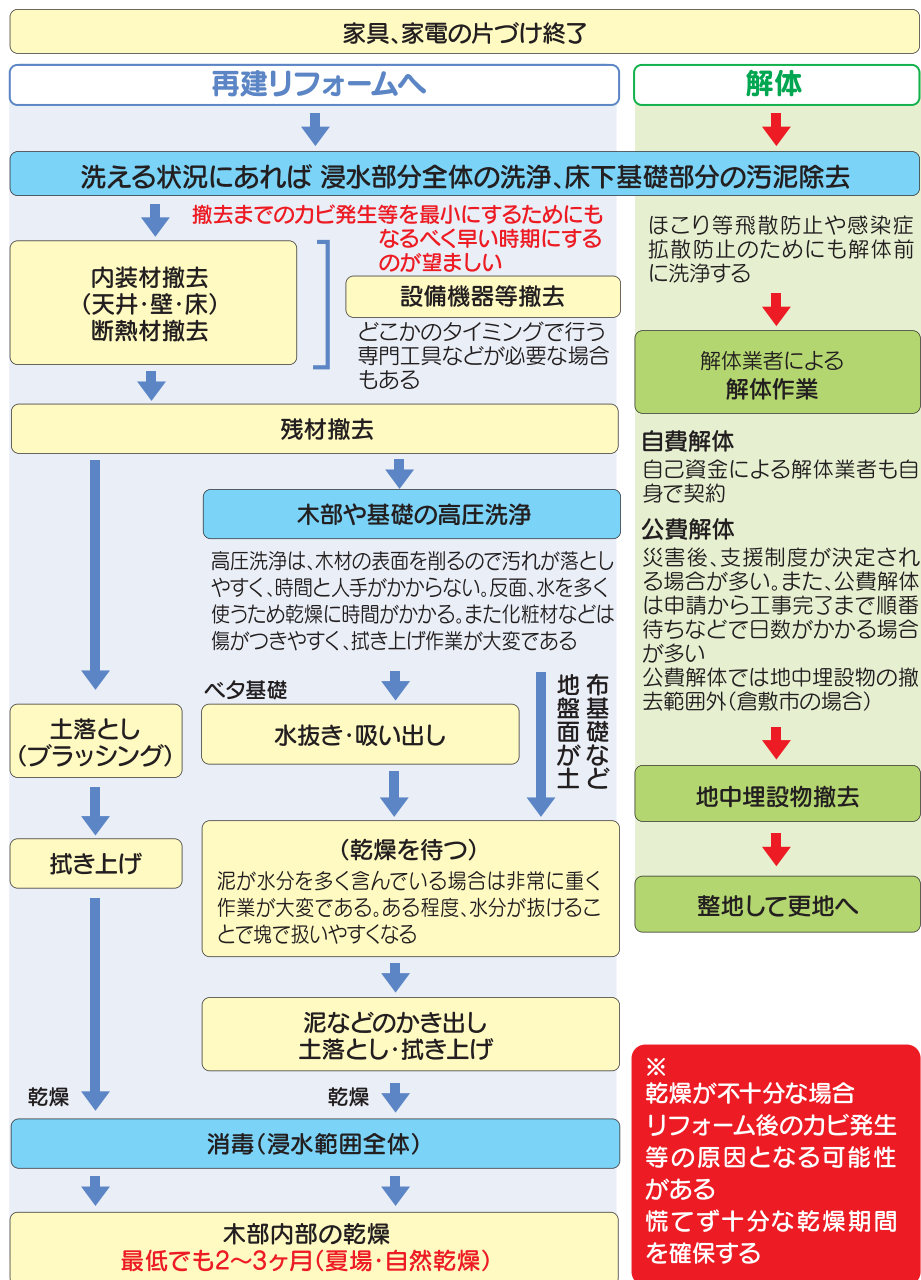
修繕または撤去をする場合の判断材料

- ・改修後の住宅に長く住み続けることができるか
- ・次世代にわたって住み続ける家族がいるか
- ・今の住宅に思い出(家族の思い出など)があるか
- ・修繕に要する資金が無理なく確保できるか
- ・自己資金、融資、火災保険、行政の助成金で工事可能か
- ・現住宅に耐震性があるか

(昭和56年5月以前の住宅の場合は耐震工事も必要になることがある)

水害後の対応 応急処置の流れ(再建・リフォーム/解体へ)

家財等の片付け後に行う『応急処置の流れ』を図にしています。
あくまでも一例ですので、市町村など自治体の指示や自衛隊支援・ボランティアなど実際の状況に応じて作業を行ってください。



水害後の対応 内装材等撤去と消毒

内装材等撤去の注意点を図にしています。
あくまでも一例ですので、浸水深さなど実際の状況に応じて怪我等に注意して作業を行ってください。
無理をせず、工具をもった専門のボランティアや工業者に依頼することをご検討ください。

作業の服装

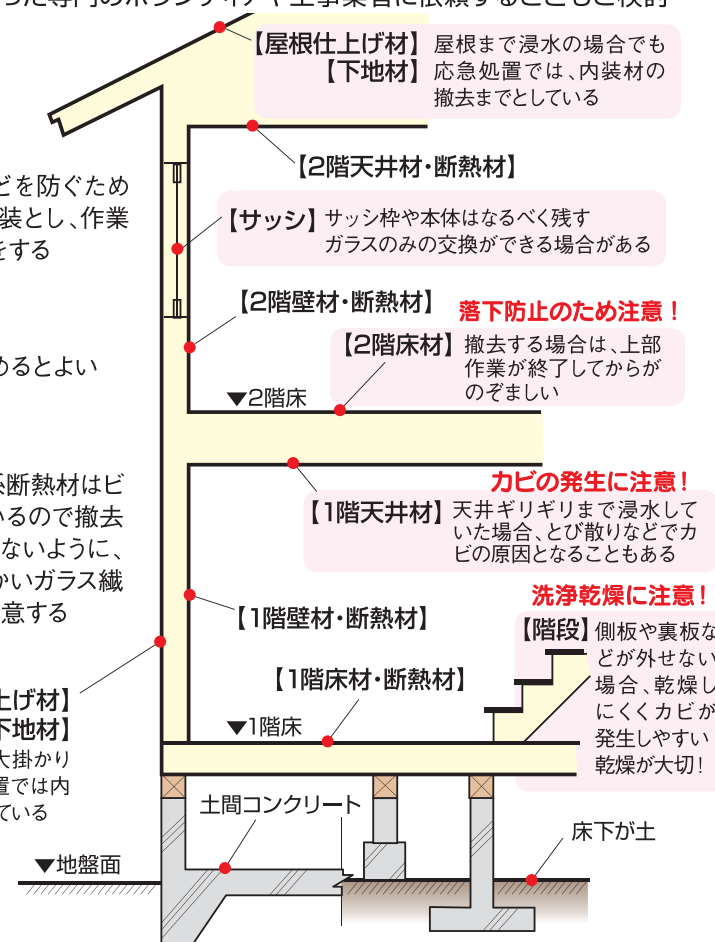
怪我やほこり、細菌などを防ぐために肌の露出を避けた服装とし、作業後は、手洗い等の徹底をする

内装材撤去

可能な限り上階から進めるとよい

断熱材撤去

グラスウールなど繊維系断熱材はビニールなどで覆われているので撤去の際は、ビニールを破かないように、慎重に扱う。中身は細かいガラス繊維のため、取り扱いに注意する



消毒について 清掃(水拭き等)乾燥後、消毒を行う。清掃が不十分だと効果を発揮できない!

■床下の消毒に使われる消毒剤

- ・塩化ベンザルコニウム (逆性せっけん) 0.1%濃度希釈液を噴霧器などで濡れるように撒く
- ・消石灰 (しょうせっかい) ※床下が土の場合のみ床下の土1畳につき茶碗2杯程度を撒く (まきすぎない)

■床・壁・天井の消毒剤

- ・消毒用エタノール (80%溶液) 液を噴霧器などで濡れるように撒く (家具に使う場合は色落ちしないか確認)

■屋外消毒に使われる消毒剤

- ・クレゾールせっけん液、オルソ剤など

■汚染の程度がひどい場合や長時間浸水していた場合

- ・次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤でも可) 0.1%濃度希釈液を浸した布などでよく拭く



厚生労働省
被災した家屋での感染症対策